

※広報まくべつ7月号(No.702)で、下段の表の枠外に掲載する予定の注釈が欠落していました。お詫び申し上げ、改めて、今月号で掲載します。

国民健康保険

入院の際には、国民健康保険の申請手続きを忘れずに
 『限度額適用認定証』
 『限度額適用・標準負担額減額認定証』

国民健康保険に加入されている方のうち、70歳未満の方と、70歳以上で住民税非課税世帯の方は、申請により『限度額適用認定証』『限度額適用・標準負担額減額認定証』の交付を受けることができます。
 この認定証を医療機関の窓口に提示すると、入院時の医療費の支払いが、下記の自己負担限度額までとなります。

また、住民税非課税世帯の方は、入院の際の食事代が減額となります。

◆認定証の申請に必要なもの

- 被保険者証
- 高齢受給者証(70歳以上の方)
- 平成22年1月2日以降に幕別町に転入した方は、前住所地の所得課税証明書
- 過去1年以内の入院日数が90日を超える場合は、その期間がわかる書類(領収書など)

◆申請場所

役場町民課、忠類総合支所住民課、札内支所の各窓口

◆認定証の有効期限

認定証は毎年8月から翌年7月までの1年間で有効です。期限が平成22年7月31日までとなっている認定証をお持ちの方で、引き続き必要な場合は、申請を

してください。

◆これから入院される方

認定証は申請した月の1日から適用されますので、入院の予定がある方、入院中の方は、早めに手続きしてください。

◆問い合わせ先 町民課国保医療係

(☎[幕]54-6602)



自己負担限度額と入院時の1食あたりの食事代

年齢	区分※1	自己負担限度額		入院時の食事代	
		1～3回目まで	4回目以降※2		
70歳未満	上位所得者	150,000円+(医療費-500,000円)×1%	83,400円	260円	
	一般	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円		
	非課税世帯	35,400円	24,600円	210円 ※3(160円)	
70歳以上	現役並所得者	80,100円+(医療費-267,000円)×1%	44,400円	260円	
	一般	44,400円			
	非課税世帯	低所得Ⅱ	24,600円		210円 ※3(160円)
		低所得Ⅰ	15,000円		100円

※1 世帯の所得や課税状況、世帯の構成等により区分を判定します。詳しくは問い合わせください。(毎年8月から判定の対象となる所得の年度が変わります。)

※2 過去12カ月間に同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

※3 過去12カ月間に入院日数が90日以上ある場合の91日目以降の食事代です。